

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
1 生活環境企画課	青少年等自立支援対策推進事業委託業務	令和6年4月1日	大分県大分市且野原823番55	特定非営利活動法人おおい子ども支援ネット	52,428,807 円	①本業は、社会的自立に困難を抱える当事者やその家族等からの相談を受け、適切な支援先につなぐものである。 ②これを行うためには、職員の専門的知識や技術が必要である。 ③上記の専門的知識や技術を有する者は特定非営利活動法人おおい子ども支援ネットのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
2 環境政策課	大分県アウトドア情報発信事業業務委託	令和6年4月1日	大分県大分市広瀬町2丁目3番21号	株式会社佐伯コミュニケーションズ	9,828,500 円	①本業務は、Webサイト「オオイトおそと時間」において、スポット情報やWeb記事等を掲載し、県内のアウトドア情報や持続可能な自然環境の利用と保全の両立に関する情報の発信を行うものである。 ②令和5年5月に実施した企画提案競技において、株式会社佐伯コミュニケーションズは最優秀提案者となり、イベント情報提供整備や市町村に対し、当サイトをアウトドア情報発信のツールとして認知・活用の促進を行ってきた。 ③当サイトの管理業務が他の事業者に移行した場合、Webサイトの再構築やサーバー移行に伴う作業等の経費が追加で負担されることとなり、サイト内の新規コンテンツに充てる割合が少なくなる。また、Webサイトの再構築には、時間を要するため、情報発信の継続性が失われ、サイト運営に空白期間が生じ、サイトユーザの離脱が考えられる。 ④上記情報提供体制やWebサイト管理に関する技術を有する者は株式会社佐伯コミュニケーションズのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
3 防災対策企画課	自主防災組織活性化支援センター運営委託業務	令和6年4月1日	大分市羽田648-1 大滝第一ビル 1-C	特定非営利活動法人 大分県防災活動支援センター	22,006,820 円	①本業務は、防災士の養成や育成に関する研修や、防災士への情報提供等を行うものである。 ②これを行うためには、防災士養成研修や、防災士を対象とした研修の実績に加え、防災アドバイザーとして県内各地で防災に関する講演・訓練を行うなど、防災に関する知識に精通している必要がある。 ③防災士の養成や育成に関する研修と防災士への情報提供、相談・指導を一元的に実施できる者は特定非営利活動法人大分県防災活動支援センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
4 防災対策企画課	避難させ隊委託業務	令和6年4月30日	大分市羽田648-1 大滝第一ビル 1-C	特定非営利活動法人 大分県防災活動支援センター	5,756,450 円	①本業務は、防災士会やNPO等の地元防災関係団体の参画による地域特性や課題を踏まえた避難訓練等の支援を行い、地域に根ざした防災活動の定着を図るものである。 ②これを行うためには、地域の様々な場で地域防災力向上に関する啓発等を行っていることや、防災士養成研修や防災士を対象とした研修を実施した実績を有すること、防災アドバイザーとして県内各地で防災に関する講演・訓練を行っていることなどにより、自主防災組織等との地域のつながりが構築されている必要がある。 ③上記を踏まえ、事業を県内全域で一元的に実施できるのは特定非営利活動法人大分県防災活動支援センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
5 生活環境企画課	安全・安心なインターネット等利用環境づくり事業「中学生・高校生ICTカンファレンス、保護者向け広報・啓発資料作成」	令和6年4月1日	大分県大分市東春日町51-6 大分第2ソフィアプラザビル4階	公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所	3,098,810円	①本業務は、青少年の安全・安心なインターネット利用の機運醸成や啓発を行うものである。 ②これを行うためには、ICTに関する専門知識やカンファレンス運営の経験が必要である。 ③上記知識や経験を有する者は公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
6 防災対策企画課	おおいた防災アプリ運用保守業務委託	令和6年4月1日	東京都千代田区神田神保町1-42-4	ファーストメディア株式会社	2,376,000円	①本業務は、県民に対し、災害時に防災情報等を迅速かつ確実に伝達する「おおいた防災アプリ」を適切に運用・保守管理を行うものである。 ②おおいた防災アプリは、独自プログラムを含んでいるため、当該運用保守業務を安定して遂行できるのは、本アプリの開発業者であるファーストメディア株式会社以外にいない。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
7 防災対策企画課	タイムラインガイドブック及び解説動画作成委託業務	令和6年4月23日	大分県日田市隈2丁目1-9	NPO法人リエラ	5,040,860円	①本業務は、タイムラインガイドブック、解説動画の作成及びそのための共同研究会を開催するものである。 ②これを行うためには、防災関連に幅広い知識・経験を有し、大分県版防災行動計画(マイ・タイムライン)について熟知し、指導経験等を有する必要がある。 ③NPO法人リエラは、令和2年7月豪雨での被災地調査や多くの災害ボランティアの実績があり、防災関連に幅広い知識・経験を有している。また、令和4年6月に公表した「おおいた支えあい・タイムライン」に関する研修の実施実績がある唯一の団体であることから、本業務を遂行できる者は、NPO法人リエラのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
8 防災対策企画課	令和6年度タイムライン研修委託業務	令和6年4月23日	大分県日田市隈2丁目1-9	NPO法人リエラ	3,954,280円	①本業務は、各市町村と連携しタイムラインに関する研修を行うものである。 ②これを行うためには、新型コロナウイルス感染症対策を含む避難所運営訓練や令和2年7月豪雨での被災地調査、多くの災害ボランティアの実績など、防災関連に幅広い知識・経験を有する必要がある。 ③NPO法人リエラは、訓練や講義の実績、被災地調査・支援で得た豊富な知識や経験に基づき、「タイムライン研修委託業務」を一元的に実施することが可能な唯一の団体であることから、本事業を実施できるのはNPO法人リエラのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
9 防災対策企画課	令和6年度防災啓発動画等制作・広告運用業務委託	令和6年4月3日	大分市金池町2丁目6-15 EME 大分駅前ビル	株式会社電通九州大分支社	21,399,356円	①本業務は、防災に関する啓発動画の制作、テレビCMの放映及びウェブCMの配信を目的としていることから、効果的な啓発動画や広告運用に係る企画提案を審査し、最も優秀と認められる相手方へ業務を委託することで、より効果的な運用を行うものである。 ②本業務を委託するにあたり、5者から企画提案を受け、審査した結果、最も優れた企画提案を行った株式会社電通九州大分支社と契約するものである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
10 防災対策企画課	高齢者福祉施設の避難訓練支援事業	令和6年4月15日	大分市大津町2丁目1番41号	社会福祉法人 大分県社会福祉協議会	2,853,551円	①本事業の委託を予定している「大分県社会福祉協議会」は、地域福祉の充実をめざした活動をおこなっている。また、災害時においては、ボランティアセンターを立ち上げ、被災地支援に取り組むとともに、要配慮者支援では、福祉避難所マニュアル作成や研修等を実施している。 ②本業務は、県内一円で市町村や市町村社協、地域住民と連携して高齢者福祉施設の訓練支援を行う必要があることから、一元的に実施することが可能な団体が他に存在しないため、災害対応や要配慮者支援に対して幅広い知識・経験を有している社会福祉法人大分県社会福祉協議会と随意契約によって委託することとした。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
11 食品・生活衛生課	食品衛生管理業務システム利用契約	令和6年4月1日	和歌山県和歌山市中之島2240番地	紀陽情報システム株式会社	3,366,000円	①本業務は、食品衛生管理業務システムの運営・維持管理を行うものである。 ②これを行うためには、当該システムを細部まで熟知していることが必要である。 ③当該システムを細部まで熟知している者は、設計・構築から導入までの一開発作業を行った紀陽情報システム株式会社のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

生活環境部

随意契約件数

12件

金額

150,913,123 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
12 食品・生活衛生課	令和6年度HACCPフォローアップ事業委託契約	令和6年4月1日	大分県大分市大手町3丁目2-2 大手町法曹ビル5階501号	一般社団法人大分県食品衛生協会	21,657,240円	①本業務は、平成30年6月の食品衛生法改正に伴い、全ての食品取扱事業者へのHACCP導入が義務づけられたが、その形骸化を防ぎ、確実に定着させるためにフォローを行うものである。 ②これを行うためには、食品衛生に関して専門知識を有した団体である必要がある。 ③上記技術を有する者は県内の食品関連事業者で構成された、15の支所を持ち活動を行っている(一社)大分県食品衛生協会のみであり、同様の業者がないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号